

第87回長崎市都市計画審議会 会議録

1 日 時 令和6年10月15日(火) 14:00~16:10

2 場 所 長崎市役所5階 第1・2委員会室

3 出席委員 山口 雅彦、尾崎 光輝、峯 比呂志、岩本 節子、大杉 あゆみ、片山 健介、柳川 八百秀、山本 真邦、武次 良治、林 広文、平野 剛、柿田 正、山谷 よしひろ、椎名 大介、多田 浩之(代理 蒲川 宗平)、日下部 遥香、黒木 案仁

4 議 案

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) 第1号議案 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)道路の変更
(1・4・4号 長崎時津縦貫線)(県決定)(意見聴取)
- (3) 第2号議案 特殊建築物(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置について
- (4) 第3号議案 特殊建築物(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について(意見聴取)
- (5) 第4号議案 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)地区計画の変更(廃止)
(新戸町地区計画)(市決定)

5 審議結果

- (1) 会長・副会長の選任について:会長に片山委員、副会長に尾崎委員が選任された
- (2) 第1号議案:原案のとおり異議なし
- (3) 第2号議案:原案のとおり議決
- (4) 第3号議案:原案のとおり異議なし
- (5) 第4号議案:原案のとおり議決

6 主な質疑応答 別紙のとおり

7 議 長 会 長

片山 健介

8 会議録署名人 委 員

平野 剛

委 員

山口 雅彦

(別紙) 主な質疑応答

【第1号議案】

委員：東長崎では新幹線のトンネルが掘られたが、その時は減渇水への対策として農業従事者に対する補償として貯水槽を作っている。今回の事業では同様の補償をするのか。

幹事：県が水文調査等を行った結果、影響はないとの結果になっている。

委員：工事途中で発生したら補償されるのか。

長崎県：工事中も調査を行い、影響が確認されれば補償を行う。

委員：今回の変更は構造物の詳細が決まったことによる変更であるが、今後も設計の状況によっては再度、都市計画の変更があるのか。

また、他県では地下トンネルの工事によって住宅地の道路陥没が発生している。西町付近ではトンネルの上にも住宅地があるが、工事を起因とする陥没等への対策はどうのように考えているのか。

幹事：今後の設計に伴う都市計画の大きな変更はないものと考えている。

工事による影響への対策については、事業者である県において地質調査等を行い対策について検討しているが、トンネルまでの被りの深さによっては用地買収や区分地上権設定を行う予定と聞いている。

委員：住民は自宅の地下にトンネルが出来ることに対する不安等があると思うので、地元に対して十分な情報提供等を行ってほしい。

委員：I C付近の渋滞対策を重点的に考える必要性があると思うが渋滞対策はどのように考えているのか。

幹事：県において十分な検討を行っており、例えば（仮称）松山 I Cでは接続する市道の拡幅や国道における付加車線を増やす等の検討を進めている。

委員：2車線と4車線の延長が変わったのはもともとの数値が間違っていたのか。

幹事：そのとおり。

委員：滑石2丁目から時津町野田郷区間の事業化の目途は。

長崎県：アクセス道路である滑石野田線については事業化している。本線における滑石2丁目～時津町野田郷までの事業化されていない区間においては、現在事業化している茂里町～滑石2丁目の進捗を見ながら事業化を目指していきたいと考えているが、時期については未定である。

委員：道路全体が早期に完成しなければ道路を乗り降りすることによる周辺道路の渋滞を生むことになり、効果が十分に發揮できないため、早期に事業化をしてもらい全線開通を目指してほしい。

会長：橋梁部について、足場の設置のための管理幅を確保している。公園と住宅地で管理幅が違う理由は何か。

幹事：住宅地側は橋梁に近接して建物が建つ可能性があり、建物が建っても橋梁部の維持管理に支障がない範囲として1.5mを確保している。公園は建物が建つ恐れがないことから必要最低限の0.5mとしている。

【第2号議案】【第3号議案】

委員：隣接する都市公園である神ノ島公園との敷地境界は確定しているのか。

幹事：敷地境界ははっきりしている。

委員：敷地内の座標と測量図もあるのか。

幹事：どちらもある。

委員：今回の施設は建屋内で処理するものとなっているが、当該地区は海に近く風が強い中、風による処理物の飛散等の恐れはないということでよいか。

幹事：建屋内で処理作業を行い、管理するため、屋外に野積することはなく飛散しない。

委員：当該地は環境に関する施設が集積してきている土地であるが、今後もここに民間の処理施設が立地する場合は建築基準法51条の規定により都計審で審議したうえで建築されるという認識で良いか。

幹事：そのとおり。

委員：リサイクルして再資源化されないものについては、どこの最終処分場に持つていかれるのか。

幹事：多くは市内の安定型の最終処分場に持つていかれるものと考えている。

委員：処理施設は市の南部にはないが、女神大橋を通過すればアクセスも良い。ただ、女神大橋を通るときに積載物が飛散すると海に直接落ちるため、運搬時におけるシートの設置についてはしっかり周知してほしい。

幹事：飛散防止に努めるよう、十分に指導をしていく。

委員：建築基準法第51条ただし書き許可の確認項目について、県の基準に基づく項目との説明があったが、その基準の位置付けはどのようなものか。

幹事：都市計画決定に関する確認項目について、県で基準を決めており、その中で産業廃棄物処理施設については8項目の基準が定められている。

委員：市決定の施設も含まれるが、市では基準を定めていないのか。

幹事：一般廃棄物も産業廃棄物も、位置の決定については周辺環境にどのような影響があるかというところが基本的な考え方になるため、県の基準に準拠している。

委員：当該地が都市計画上、廃棄物処理施設の建築予定地にはなっていない特段の理由はあるのか。

幹事：もともとは県有地であり、工場等を誘致することとしていた。長年、空き地になっており、土地の有効活用を図るうえで、今回、民間の処理施設を設置したいという要望があががつたものである。

委員：周辺地域への計画内容の周知と合意について記載があるが、説明会は自治会長を対象に行ったのか。

幹事：説明会に来られたのは住民の方もあり、自治会長以外にも説明を行っている。

委員：運用開始後は数年に1回程度は環境への影響調査を行うのか。

幹事：許可が必要な施設であり、許可の更新は5年に1度となっている。その際に影響調査の結果も確認する。

会長：付議理由には衛生上、防犯上配慮された計画である旨の記載があるが、どのように確認したのか。

幹事：基本計画の内容を見たうえで、建築、環境的な観点で確認している。

【第4号議案】

委員：地区計画上は屋上に広告を設けてはならないとされているが、壁への広告の設置は良いのか。

幹事：そのとおり。

委員：地区計画が廃止されると、屋上へはどのくらいの大きさの広告が設置可能となるのか。

幹事：長崎市屋外広告物条例において、当該地は第2種許可地域であり、総量規制が30m²以下が基本となる。また、広告物の高さは建物の高さに応じて規制がかかる。

委員：当該地区計画は、30年近く前に策定された地区計画であるが、そもそもこの地区計画が策定された経緯は何か。

幹事：平成7年当時は市街化区域内の人口が増えるとされ、保留人口フレームを受け入れるため市街化調整区域を計画的に開発・誘導していくことを目的として策定された。平成7年当時は、その時点での土地所有者や開発者の土地利用計画を基に地区計画が決定されたが、その後、30年が経過し、女神大橋が開通し、周辺には住宅団地が形成されるなど、より県道沿いの高度利用が期待される状況において今回廃止するものである。

委員：市街化区域の拡大期に策定された地区計画で、今回の新戸町地区計画の廃止のように今後、規制の緩和・廃止をする地区はあるのか。

幹事：現段階では、開発誘導により策定された地区計画の廃止に関する要望はなされていないが、さらなる土地利用の転換を図りたい等の相談があれば、適宜、検討していきた

42.